

国有財産の財務省への引継について

仲井 菊子

浜松河川国道事務所 経理課 (〒430-0811 浜松市中区名塚町266)

平成25年に改正された「特別会計に関する法律等の一部を改正する法律」により、平成26年4月より会計区分が特別会計から一般会計とされたことから、それまで各省庁にて処分(売払等)していた国有財産を、財務省へ引継ぐこととなりました。

国有財産の引継ぎにあたり財務省からの個別指示事項について、どのように対応したのかを具体的に記録、マニュアル化することで、今後、同様の事案が発生した際の参考資料になると思慮します。

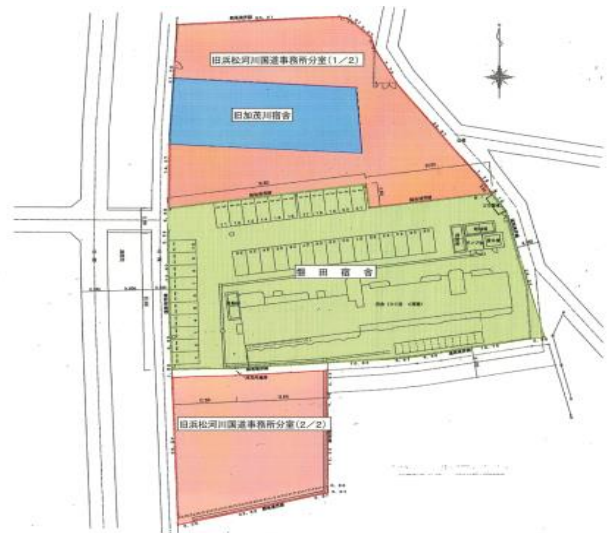
キーワード：指示事項等への対応、マニュアル化

1. 概要

国有財産法8条(国有財産の引継)では「行政財産の用途を廃止した場合又は普通財産を取得した場合においては、各省各庁の長は、財務大臣にこれを引き継がなければならない。但し、政令で定める特別会計に属するものについては・(中略)・この限りでない。」とされており、特別会計の国有財産については、各省庁にて処分(売払等)を行っていましたが、一般会計の国有財産は財務省へ引き継ぐこととされており、

平成24年に決定された「国家公務員 宿舎削減計画」により、浜松河川国道事務所では「塚越宿舎」「東栄町宿舎」の引継ぎ財産が発生しました。また、「旧加茂川宿舎・旧浜松河川国道事務所分室」の財産引継ぎも生じていました。

今回の紹介事案は、通常2カ年度で引継ぎが完了しますが、引継ぎに3カ年度を要した「旧加茂川宿舎・旧浜松河川国道事務所分室」の引継ぎについて、財務省の個別指示事項にどのように対応したかを紹介するものです。



2. 財産の経緯

磐田市に所在する対象国有財産口座名は「旧加茂川宿舎・旧浜松河川国道事務所分室」です。財産の経緯は以下のとおりです。

「旧加茂川宿舎」約473㎡

- ① 昭和46年 宿舎(2戸) 新築
- ② 昭和48年 寮 新築
- ③ 平成6年宿舎(2戸) 取り壊し
(*現磐田宿舎新築)
- ④ 平成17年 寮 取り壊し

「旧浜松河川国道事務所分室」約1902㎡

- ① 昭和33年 磐田工事事務所 新築
- ② 昭和45年 浜松工事事務所分室に名称変更
(*事務所は現在地の浜松市へ移転)
- ③ 平成17年 取り壊し



3. 特別会計時の財産処分状況について

「旧加茂川宿舎・旧浜松河川国道事務所分室」は、平成21年度から売払いを実施しましたが参加者はいませんでした。その後も平成24年度まで売払いを実施し、併せて磐田市への個別協議も行いましたが、売却には至りませんでした。

磐田駅、国道1号線、磐田市中心街に比較的近い環境にありながら、売却に至らなかった主な理由として、売却面積が大きいことと、狭い進入路しかないことが上げられます。

4. 財産の維持管理

当該財産については、磐田市の市街地にあり、隣接住民からの様々な苦情対応を行いました。特に除草については、毎年度直営、外注により対応しました。その他にも、不法投棄や無断駐車、不法占用などの対応も行いました。

5. 財務省への引継事務経緯

- ① 平成26年9月 現地立会
- ② 平成26年9月 引継にあたっての指示事項
(面積・境界確定、境界標、越境物、土壤汚染、埋蔵文化財、地下埋設物調査等)

- ② 平成27年3月 引継にあたっての指示事項報告
- ③ 平成27年度 用地測量及び境界立会実施。
- ④ 平成28年度 地積更正、越境物補修。
- ⑤ 平成28年9月 引継添付資料確認

6. 指示事項への対応

指示事項への報告では、原則書面による報告が義務づけられており、以下の対応を行いました。

- ① 測量 → 用地測量業務 発注
- ② 境界標 → 用地測量業務にて対応
- ③ 境界確定 → 用地測量業務にて対応
- ④ 越境物(フェンス) → 修繕発注
- ⑤ 工作物 → 国有財産台帳を整合
- ⑥ 土壤汚染調査 → 土地履歴(詳細)調査票提出
(土地取得時登記簿、写真等を添付)
- ⑦ 文化財調査 → 磐田市教育委員会より証明書を取得し提出。
- ⑧ 地下埋設物調査 → 掘削工事(約500万円)を発注し対応する予定であったが、平成16年度建物撤去工事の仕様書、図面等及び磐田市上下水道・ガス配管図等を提出することで地下埋設物が無いことを証明できたため、掘削工事を実施しない了解を得ることができました。

(口産名)浜松河川国道事務所分室・加茂川宿舎 経緯					
年月	口産名	口産名			
	磐田工事事務所 (庁舎・車庫)	浜松河川国道事務所分室 (庁舎・車庫・書庫)	加茂川宿舎 (世帯2戸・寮)	磐田出張所 (現在の磐田宿舎敷地)	磐田宿舎
昭和29年9月	土地購入				
昭和33年2月	新築(庁舎)				
昭和40年1月	新築(車庫)				
昭和45年12月	用途廃止 *浜松市へ移転	磐田工事事務所から用途変更	磐田工事事務所から用途変更	磐田工事事務所から用途変更	
昭和46年3月		新築(書庫)	新築(世帯1戸)	新築	
昭和46年12月			新築(世帯1戸)		
昭和48年3月			新築(寮)		
平成6年5月			取り壊し(世帯2戸) 用途廃止		
平成6年6月		取り壊し(庁舎) 用途廃止			
平成7年3月					新築(加茂川宿舎から用途変更)
平成17年3月		取り壊し(車庫) 用途廃止	取り壊し(寮) 用途廃止	取り壊し	磐田出張所から整理替
平成19年3月		取り壊し(書庫) 用途廃止			
平成21年10月		売り払い用途廃止			



旧浜松河川国道事務所分室(北)
・旧加茂川宿舎

旧浜松河川国道事務所分室(南)



7. 引継ぎ資料について

国有財産法施行令第3条に基づくものであり、実際に引き継いだ資料は以下のとおりです。

- ① 引継引受財産受渡証書
- ② 用途廃止証明書（写し）
- ③ 国有財産台帳(写し)
- ④ 位置図
- ⑤ 案内図
- ⑥ 現況平面図
- ⑦ 現況写真（写真方向図）
- ⑧ 公図（写し）
- ⑨ 登記簿謄本（全部事項）（写し）
- ⑩ 地積測量図(写し)
- ⑪ 用地測量図、用地平面図、用地確定図（写し）
- ⑫ 境界確定協議書(写し)
- ⑬ 公共用地境界確定協議書（写し）
- ⑭ 境界杭資料（境界杭写真、測量成果品）
- ⑮ 土壤汚染調査資料
- ⑯ 文化財調査資料
- ⑰ 工作物撤去等資料
- ⑱ 売払資料（鑑定評価書）
- ⑲ 用地測量成果資料

*引継ぎ資料については、財務局が売払い時に必要な資料の協力要請があり、用地測量成果品、境界確定協議書（正）、成果品図面（原図）、過去の不動産鑑定評価書等を提出しました。既存の資料で提出できる資料は協力しましたが、新たに作成に費用が伴う資料は、作成できない旨を伝えて了解を得ることができました。

8. 引継引受財産受渡証書について

全ての引継事務が完了した場合に取り交わすものであり、中部地方整備局長から静岡財務事務所長へ発出されます。

今回の引継引受財産受渡証書は平成28年10月7日付けで発出しましたが、承諾がされたのは平成29年1月24日で通常2週間で承諾されるものが、約4ヶ月を要しました。

この間、引継ぎ資料の訂正や、新たな資料要求（境界立会、公図訂正、国有財産台帳面積修正）があり、特に北側土地の隣接者との提出済み境界立会資料は、実施時期が平成17年と10年以上経過していたため、再度の境界立会を求められましたが、地権者、面積等に変更がないため、境界確定事務の観点からも必要がない旨を伝え、最終的には境界立会をしないでよい了解を得ましたが、その調整と新たな資料作成に時間を要しました。

反省点として、中部地方整備局長が発出する前の、財務事務所内部の調整を含めた確認行為が不足していることが上げられます。

9. まとめ

特別会計時に直接売払いを行っていたときに比べ、引継ぎ事務により、様々な新たな調査等が伴い、その調査等に期間と予算が生じます。

浜松河川国道事務所では平成29年度より新たに財務省へ引継ぐ国有財産があることから、事務所内情報共有と引継ぎ事務手戻り防止の観点からもマニュアル化及び様式等も全て作成し、全体の流れを把握することにより、財務省への引継事務の軽減を図りました。

番号	事務手続き	担当区分			詳細内容等
		財務省(A)	事務所(B)	契約課等(C)	
1	現地立会(A・B・C)	○	○	○	
2	引継ぎにあたっての指示事項について(通知)(A→B)	○	○		(面積・境界確定、境界標、越境物、土壤汚染、埋蔵文化財、地下埋設物調査等)
3	指示事項方針回答(B・C→A)	○	○	○	
4	測量・境界立会・土壤汚染調査等予算要求(B→C(会計課))		○	○	
5	測量・境界立会・土壤汚染調査等実施(B)		○		
6	測量結果による台帳修正(B→C)		○	○	国有財産台帳修正(国有財産増減異動報告書)
7	地積更正・補修工事等(B)		○		法務局公図修正事務及びフェンスや建物は正工事等
8	引継資料確認(B・C→A)	○	○	○	別紙資料参照
9	用途廃止申請(B→C)		○	○	国有財産用途廃止申請書 (添付書類等:国有財産台帳・一覧表・位置図・写真)
10	用途廃止承認書(C→B)		○	○	承認書
11	国有財産引継上申(B→C)		○	○	国有財産引継上申書
12	国有財産引継(C→A)	○		○	鑑・引継引受財産受渡証書(公印付)
13	国有財産引継(A→C)	○		○	鑑・引継引受財産受渡証書(公印付(承諾))
14	国有財産引継(C→B)		○	○	完了通知

財務省への国有財産引継ぎマニュアル 目次

1. 基本法令
2. 共通事項
 - (1) 財産の現状把握
 - (2) 国有財産台帳の整理について
 - (3) 引継ぎまでの財産管理について
3. 現地調査等の実施について
 - (1) 事前現地調査等の目的について
 - (2) 現地調査について
4. 土地に関する事項
 - (1) 財産の特定について
 - (2) 公図・公簿等の調査について
 - (3) 境界確定（測量）について
 - ① 境界立会について
 - ② 境界確定協議書について
 - ③ 地積測量図等の作成について
 - (4) 地積更正登記等について
 - (5) 引継ぎ財産の分筆について
 - (6) 道路について
 - ① 接面道路について
 - ② 位置指定道路について
 - ③ 地積測量図等の作成について
 - (7) 土壤汚染処理について
 - ① 地歴調査について
 - ② 概況調査について
 - ③ 詳細調査について
 - ④ 土壤汚染土の除去について
 - (8) 文化財調査について
 - ① 埋蔵文化財包蔵地について
 - ② その他の文化財調査について
 - (9) 都市計画事業等について
 - (10) 地下埋設物等について
 - (11) ライフラインについて
 - ① 管網図等の調査について
 - ② 国以外の使用について
 - ③ 協定書等の有無について
 - (12) 法定外公共物等について
 - (13) 不法占拠等防止柵の設置について
5. 建物に関する事項
 - (1) 建物の解体について
 - (2) 建物に付随する工作物について
 - (3) アスベスト調査について
 - ① 目視調査について
 - ② 分析調査等について

- (4) PCB調査について
- (5) 耐震診断調査について
- (6) 財産管理について
 - ① 警備について
 - ② 開口部閉鎖等について
6. 立木竹に関する事項
 - (1) 現状と国有財産台帳との整合性について
 - (2) 財産管理について
 - ① 管理方法について
 - ② 保存樹木の調査について
 - ③ 立木竹の保全措置について
7. 工作物に関する事項について
 - (1) 境界線上の工作物について
 - (2) 越境物について
 - ① 民有工作物について
 - (3) 調査関係について
 - ① 耐久性調査について
 - ② 文化財調査について
 - ③ 環境汚染処理等について
8. 引継ぎ時提出書類について
9. その他注意事項について

参考：中部地方整備局国有財産売却要領

参考：東海財務局「削減宿舎」の引継ぎマニュアル

様式

- | | |
|-------|------------------------|
| 別紙1 | 引継立会調書 |
| 別紙2-1 | 境界確定協議書 |
| 別紙2-2 | 境界確定（測量）にかかる留意点 |
| 別紙3 | 土地の無償使用に関する確認書 |
| 別紙4-1 | 土壤汚染調査について |
| 別紙4-2 | 土地の履歴（詳細）調査票 |
| 別紙5 | ライフラインに関する確認書 |
| 別紙6-1 | 仕様書（アスベスト調査） |
| 別紙6-2 | 仕様書（石綿含有分析調査） |
| 別紙7-1 | 工作物に関する確認書
（国と隣接地主） |
| 別紙7-2 | 工作物に関する確認書
（国以外） |
| 別紙7-3 | 工作物に関する確認書
（国所有） |
| 別紙7-4 | 越境物（工作物）に関する確認書 |
| 別紙8 | 財産受け渡し証書 |
- 参考事例1
別紙様式1-1 処分すべき国有財産調査票